

京都市告示第719号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年 3月24日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世20号線	南区久世大藪町304番地の1地先から 同町339番地の1地先まで	旧	メートル 49.80	メートル 3.05 ~ 5.05
		新	45.00	3.05 ~ 22.00

(建設局土木管理部道路明示課)